

令和2年6月5日
調査研究フォーラム

柔道整復施術療養費支給申請書 の申請内容を利用したデータ分析

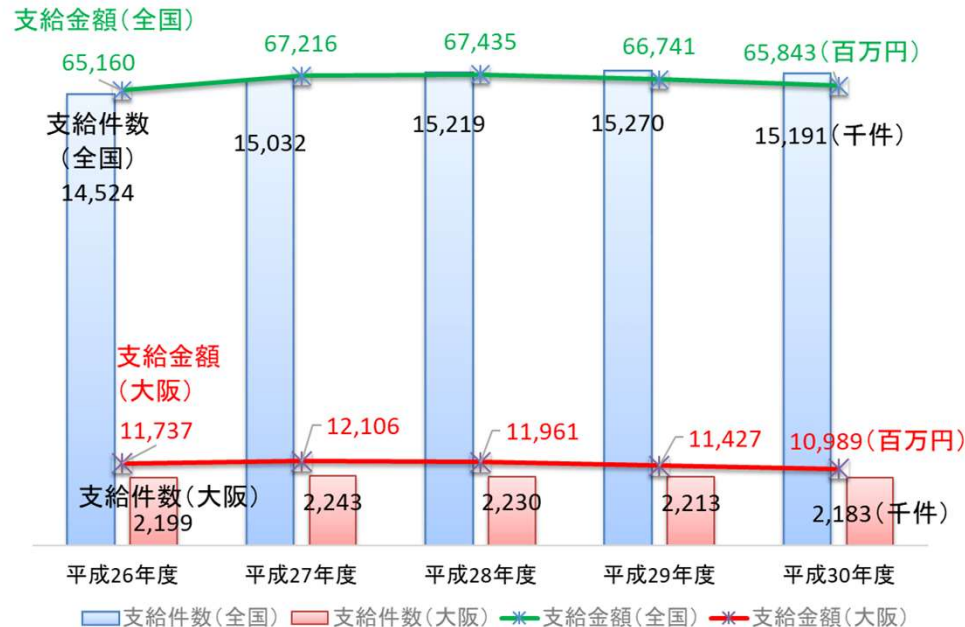
全国健康保険協会 大阪支部 業務部業務第一グループ
主任 津田 淳志
主任 山本 浩之



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

背景(1)

1. 協会けんぽ(全国)および大阪支部の柔整療養費の推移



協会けんぽにおける柔整療養費は適正化対策の実施等により頭打ちの傾向がみられ、平成29年度以降2年連続で支給額が減少している。

大阪支部も平成28年度以降、支給件数、支給金額とも減少している。

2. 大阪支部の柔整療養費について(全国との比較)

平成30年度	加入者数 (千人)	柔整支給件数 (千件)	柔整支給金額 (百万円)	施術実日数 15日以上	負傷部位 3部位以上
協会けんぽ (全国)	39,400	15,191	65,843	2.7%	22.3%
大阪支部	3,440	2,183	10,989	3.2%	39.9%
協会全体に占める 大阪支部の割合	8.7%	< 14.4%	16.7%	16.9%	25.8%

大阪支部の加入者数は全国の8.7%であるが、柔整療養費の支給件数は14.4%、支給金額は16.7%と加入者割合と比して高く、負傷部位数3部位以上や施術実日数15日以上の濃厚な施術の保険請求が多い傾向にある。

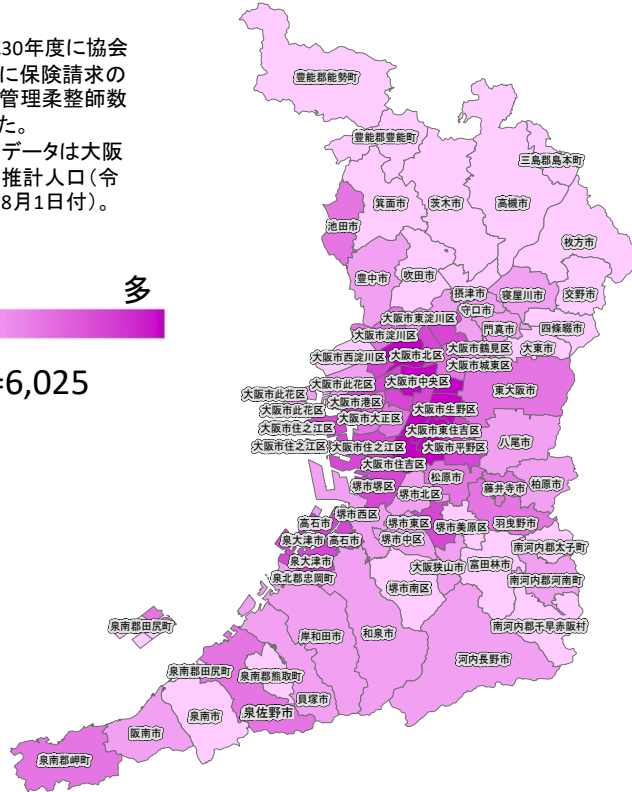
背景(2)

人口1万人あたり施術所数

※平成30年度に協会けんぽに保険請求のあった管理柔整師数を用いた。
※人口データは大阪府毎月推計人口(令和元年8月1日付)。



n=6,025

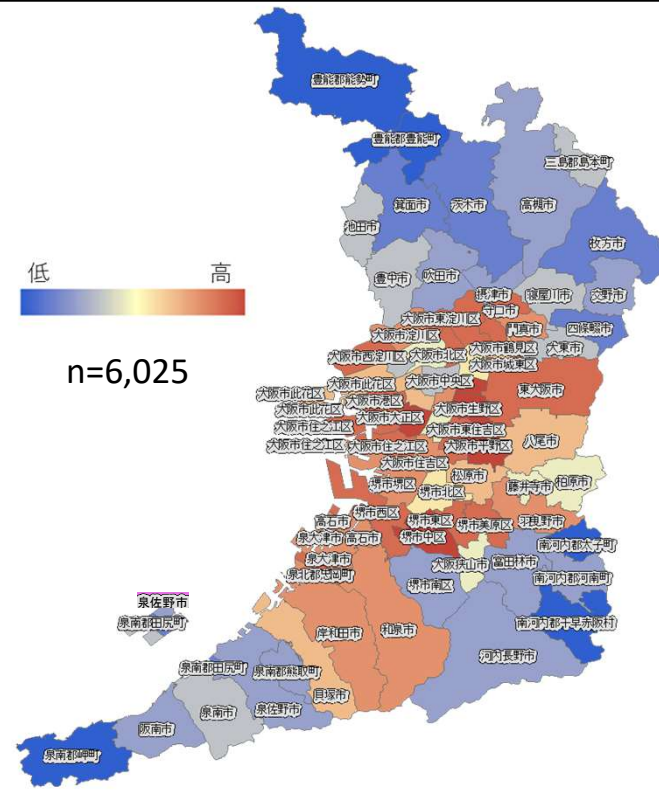


大阪市内および周辺都市に施術所が密集し、郊外の市町村には少ない。

施術所の申請書1件あたり平均支給金額



n=6,025



大阪市内および周辺都市の施術所で高く、郊外の施術所の方が低い。

目的・方法(1)

○目的

大阪支部は、他支部に比べ加入者数に対する柔整療養費の支給比率が高く、請求内容の傾向を踏まえた効果的な医療費適正化対策を推進する必要がある。

特に「**部位転がし**」(**同一施術所で同一患者が負傷と治癒を繰り返す施術**)の請求が柔道整復療養費審査委員会でも度々指摘されており、本研究では、柔整療養費支給申請書情報から施術所の請求傾向を調べ、「平均支給額の高い施術所の特徴」や「部位転がし請求の特徴」を見出し、審査に活用することを目的とする。

分析視点① 高額請求(頻回・多部位請求)の分析

施術所単位で申請書1件あたりの平均支給金額を基に、「**平均支給金額が高い施術所(A群)**」、「**大阪支部の平均支給金額に近い施術所(B群)**」、「**全国平均の支給金額に近い施術所(C群)**」の三群を抽出し、【施術実日数】【負傷部位数】の比較から支給金額の差異が生じる要因を分析する。

分析視点② 部位転がし請求の分析

「**部位転がし**」は、請求方法に何らかのパターンがあるのではないかと考え、【初検算定日(施術を開始した日)】【転帰所要日数(施術に要した日数)】の観点から、通院期間(「長期受療患者(5ヶ月以上継続受療)」と「短期受療患者(受療期間3ヶ月以下)」)に差異があるのか分析する。

方法(2)

○データの抽出および集計の手法

①施術所の選定

- 2018年10～12月に3ヶ月連続で15件/月以上の申請が大阪支部にあり、かつ申請書返戻率が5%以下の施術所を抽出する

【申請書全体に占める割合】

A群 約8.0%

B群 約4.8%

C群 約6.2%

②平均請求金額から三群(A～C群)の施術所を抽出

- A群: 1件あたり平均支給金額7,000円以上(全国平均の1.6倍以上)
- B群: 2017年度大阪支部平均支給金額5,163円±150円
- C群: 2017年度協会けんぽ全国平均支給金額4,371円±150円

③分析対象施術所の抽出

- ②の条件に該当する施術所から、①の期間の平均申請書件数が月5,000件を超えるまで各群無作為に施術所を抽出し(合計423施術所)、これらの施術所の申請書について、下記の期間の調査を実施する

○調査対象

対象: 2019年2～6月(5ヶ月間)に支給決定した大阪支部加入者の柔整療養費
規模: 76,444件 (約15,000件/月 × 5ヶ月)

結果(1) 三群の基本データ

三群の基本データ

A群(1件あたり平均支給金額7,000円以上:全国平均の約1.6倍)

B群(平成29年度大阪支部平均支給金額5,163円±150円)

C群(平成29年度全国平均支給金額4,371円±150円)

項目	A群(高額)	B群(大阪平均)	C群(全国平均)	三群合計
① 施術所数	159施術所	132施術所	132施術所	423施術所
② 支給件数(5ヶ月合計)	25,950件	24,728件	25,766件	76,444件
③ 1施術所あたりの月平均支給件数	32.6件	37.5件	39.0件	36.1件
④ 患者数	8,326人	8,684人	9,368人	26,378人
⑤ 1件あたりの月平均支給金額(注1)	7,848円	5,096円	4,348円	5,778円
⑥ 1件あたりの月平均施術実日数	7.36日	4.48日	3.84日	5.25日
⑦ 1件あたりの月平均負傷部位数	2.42部位	2.49部位	2.38部位	2.43部位
⑧ 記載負傷名数(継続負傷名は除く)	36,149個	36,358個	36,929個	109,436個
⑨ 1患者あたりの平均負傷回数(⑧/④)	4.34回	4.19回	3.94回	4.15回
⑩ 1患者あたりの期間中平均請求件数(②/④)	3.12件	2.85件	2.75件	2.90件
⑪ 通院期間5ヶ月以上の患者の割合(注2)	34.7%	28.1%	26.6%	29.7%
⑫ 通院期間3ヶ月以下の患者の割合(注3)	53.3%	60.8%	63.1%	59.3%
⑬ 転帰の記載があった負傷の平均転帰所要日数	59.0日	58.4日	57.2日	58.3日

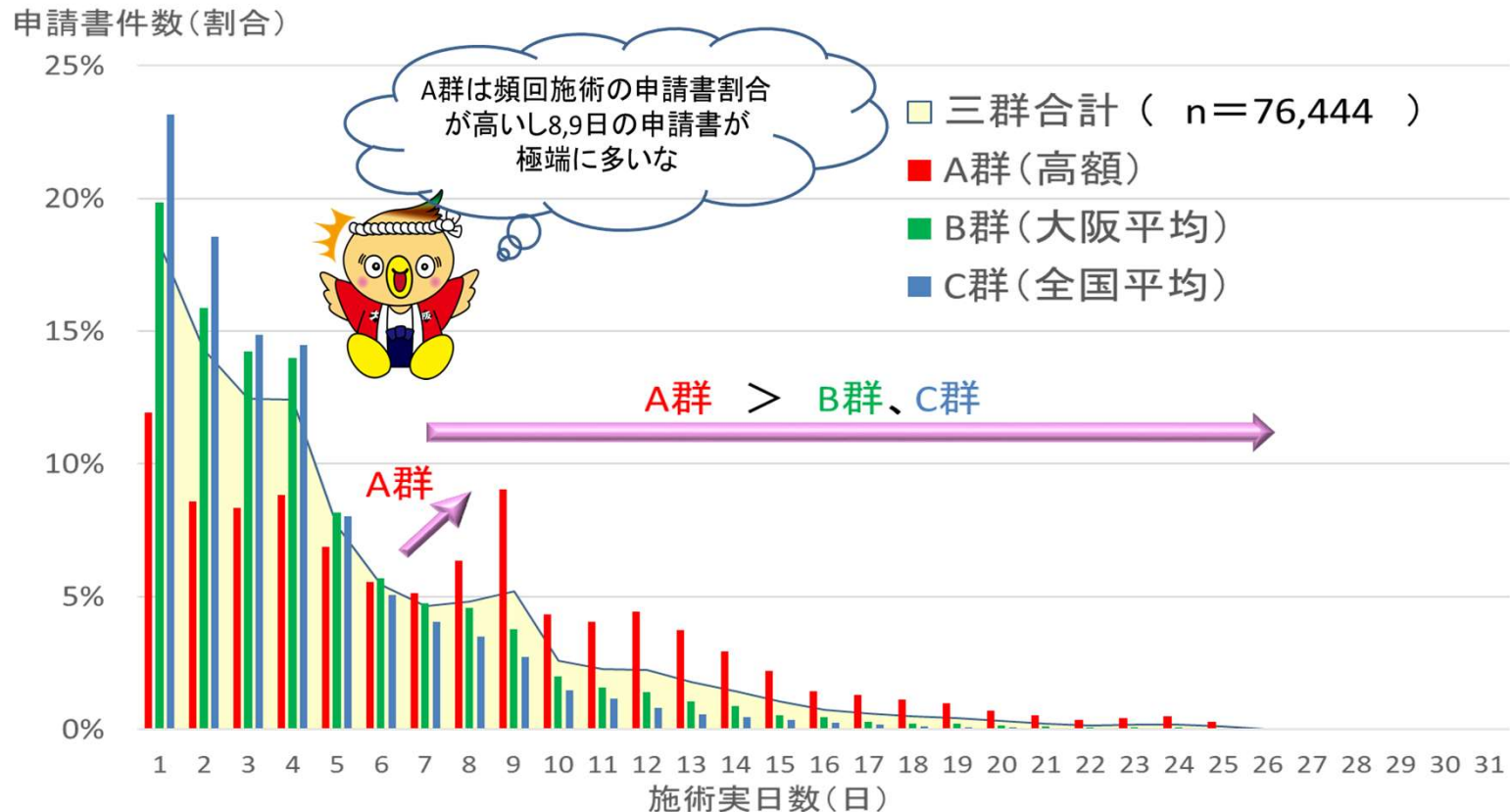
(注1) 施術所抽出条件設定時期(2018年10~12月支払分)とデータ取得時期(2019年2~6月支払分)が異なるため金額に誤差が生じている。

(注2) 月遅れ請求により請求月数が5ヶ月を超える患者が含まれるため5ヶ月以上と表記。

(注3) 対象期間前の通院期間の回数は含まない。

結果(2) 頻回施術の分析

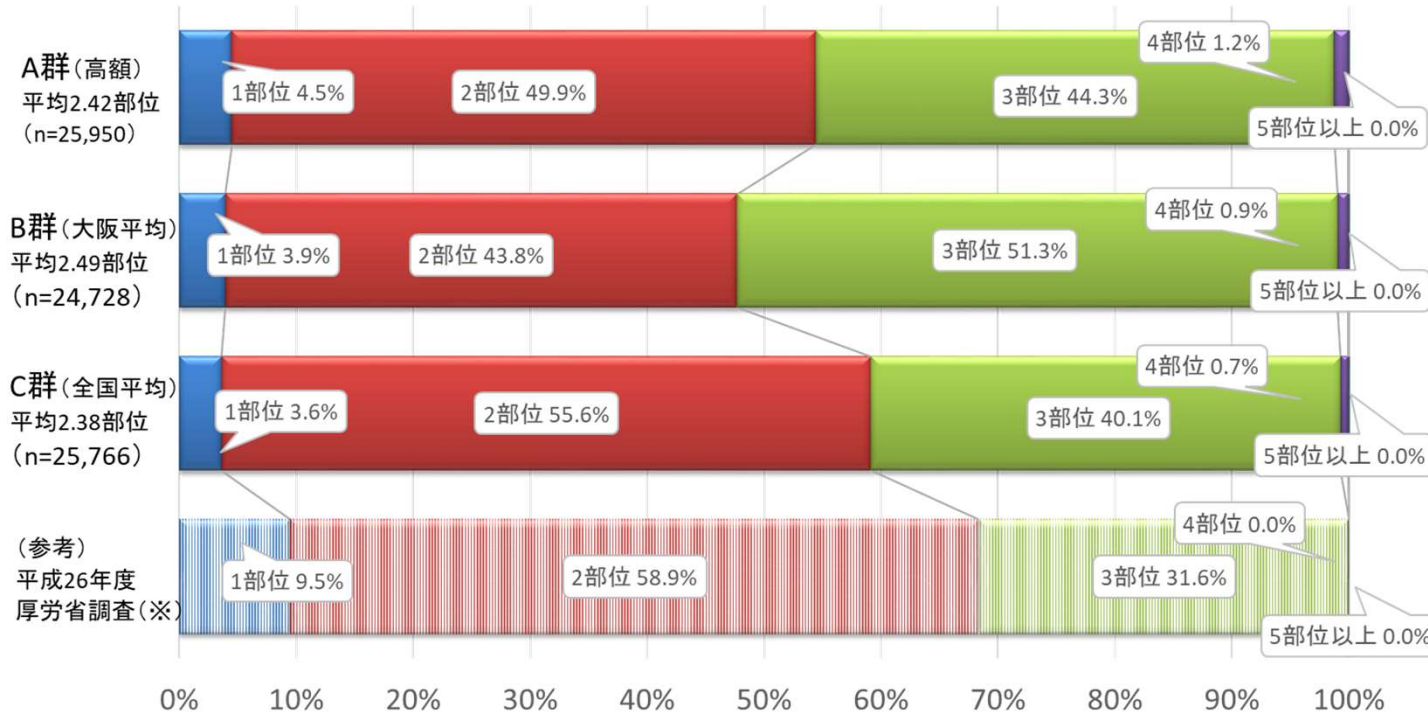
三群別施術実日数ごとの申請書件数割合



平均支給金額が高い施術所ほど頻回施術の申請書件数割合が高くなっている(A群>B群>C群)。また、**A群は、実日数7日以上**の申請書件数割合がB、C群を大きく上回っており、**実日数8、9日にかけて特異的な偏り**がみられた。

結果(3) 多部位施術の分析

申請書1件あたりの負傷部位数の割合(三群比較)



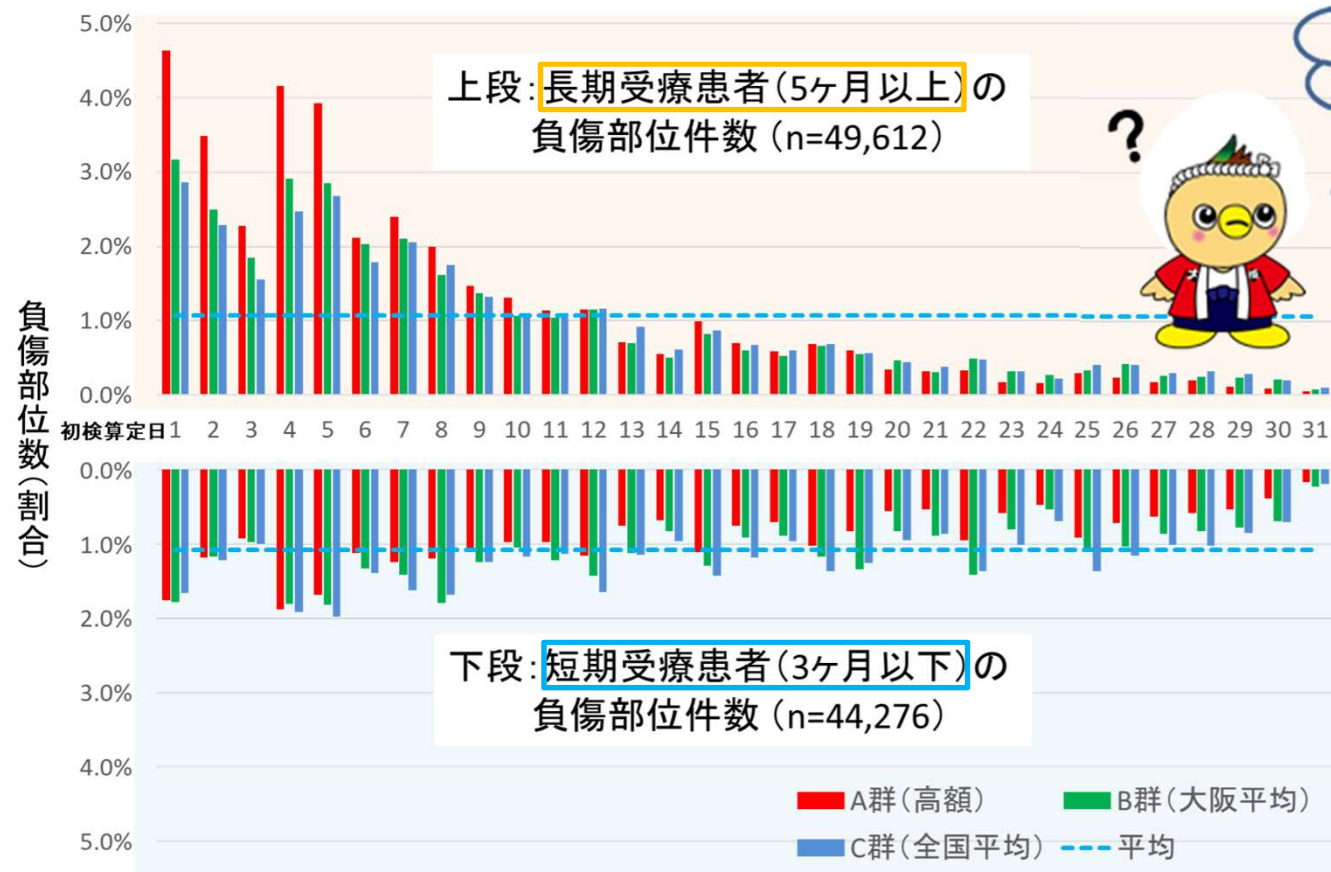
三群とも2部位以上負傷の請求割合が95%を超えている。平成26年度の全国調査(厚労省)と比べて三群とも3部位以上の請求割合が全国値を大きく上回っており、1部位請求は少なかった。A、B両群はC群より3部位以上の請求割合が高く、最も高いB群では請求の半数を超えていた。

※出典:(厚労省)第4回社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費検討委員会配布資料

平成26年10月の柔道整復療養費申請書の統計(抽出率:国民健康保険1/10、後期高齢者医療制度1/10、協会けんぽ1/30)

結果(4) 初検算定日からみた部位転がし分析

初検算定日ごとの負傷件数割合を長期・短期受療患者(※)で比較



ケガして初めて施術を受けた日が月初にこんなに集中するのかな?

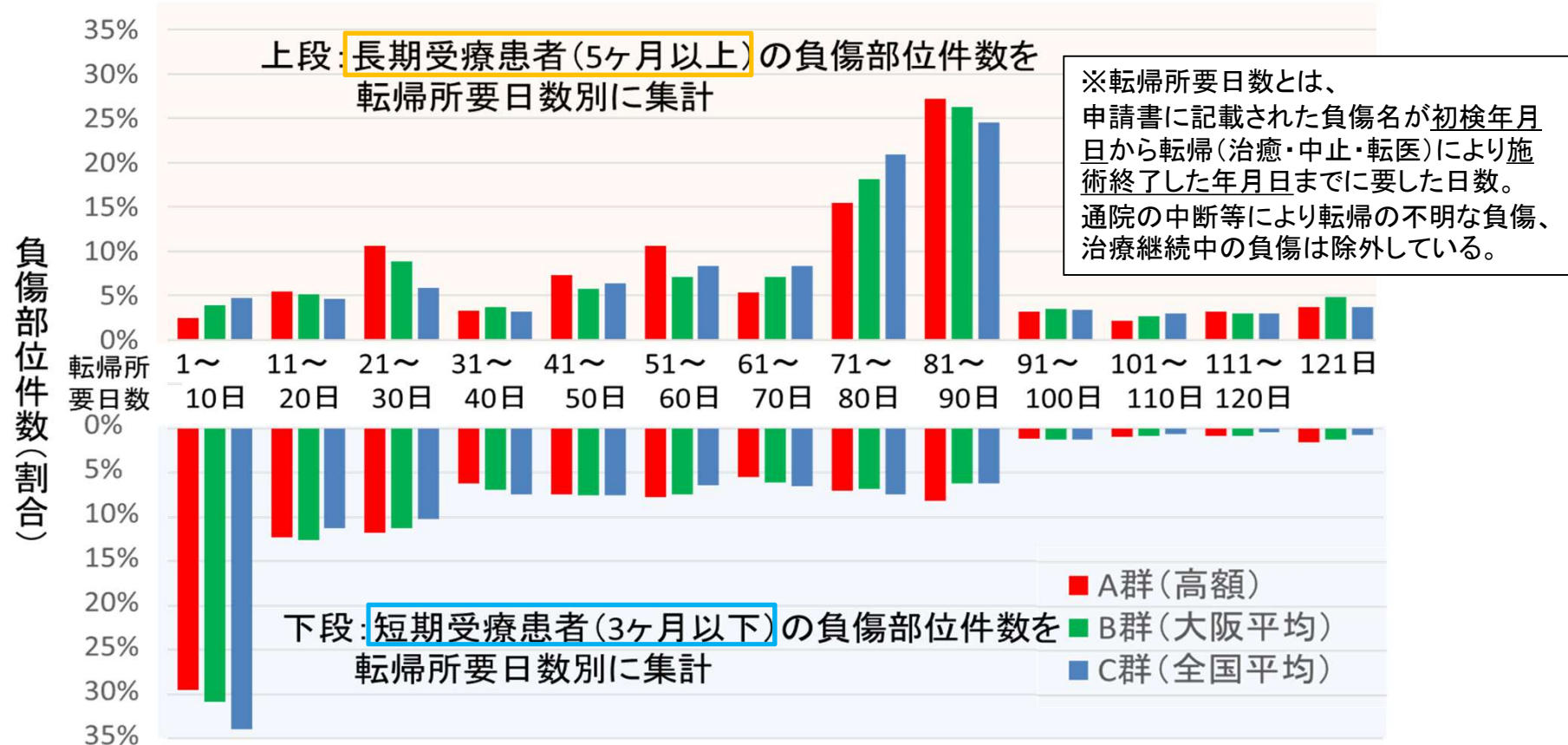
(※)本研究においては、調査対象期間(5ヶ月間)の申請件数が5ヶ月以上(5回以上)の患者を「長期受療患者」、3ヶ月以下(3回以下)の患者を「短期受療患者」と定義する。

(※)初検算定日とは、負傷後、初めて施術を受けた日とし、初検料の算定日とは異なる。継続した負傷は初回の1回のみを集計した

長期受療患者(上段)の負傷は月初~10日目までに初検(初回)算定された割合が高く、短期受療患者(下段)と比較して月の前半に特に偏りがみられた。また、高額請求のA群にこの傾向が強くみられた。

結果(5) 転帰所要日数からみた部位転がし分析

転帰所要日数ごとの負傷部位件数を長期・短期受療患者で比較



長期受療患者(上段)は71~90日目に転帰となる負傷が多く、逆に短期受療患者(下段)は10日以内に転帰となる負傷が多い。また、90日を超えると極端に減少している。

考察



「平均支給額の高い施術所の特徴」

- 施術実日数が支部平均を大きく上回る。
- 長期間施術を受ける患者の割合が高い。
- 施術実日数8～9日の申請が多い(10日未満に調整している?)。
- 月初に初検算定される負傷部位の割合が高い。



「部位転がし請求の特徴」

- 長期受療患者ほど月初に負傷する(初検を算定される)傾向。
- 長期受療患者ほど施術3ヶ月目で終了する負傷部位の割合が高い。

◆ 今回は、申請書の記載項目の組合せにより部位ころがしを特定する抽出方法は得られなかったが、上記の特徴をもつ施術所に対しては医療費適正化のアプローチを強化するとともに、今後もパターンマッチングによる抽出の手法を検討していく。